

見附市教育委員会告示第16号

見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月26日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱（令和7年見附市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「補助基準額」を「補助金の額」に改め、「定めるものの範囲」を「定めるもの」に改め、「控除した金額と比較して少ないほうの額」を「控除した金額と補助基準額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額」に改める。

別表2熱中症対策事業の項中「2/3」を「10/10」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。